





敦賀市立看護大学の先生の講話

の場や、 や健康に関することの相談 今年度、 認知症

市では、

カフェ」を開催しました。 ぶ場として「敦賀つながり 認知症の方やその家族、 認知症の知識を学

## ボランティア団体でも 「オレンジカフェ・どんぐり」

参加することができ、

る方や地域の方など誰でも 認知症についての不安のあ

どんぐりの会では、昨年6月 から、月1回開催しています 詳細は、どんぐりの会(090-5685-6105) までお問い合わせ ください。

## 増えています*!* 認知症サポータ・

市の認知症サポーター **6,689**人

(平成 27 年 12 月 28 日現在)



地域のほか、子どもたちにも認知症の 理解を深めてもらうため小中学校でも開 催してます。受講した子どもたちから は「認知症になった本人が一番つらいと いうことが分かった」や「認知症の人に 会ったら不安にさせないで優しくしよう と思った」との感想が聞かれました。

2016 **広報 <u>敦</u>賀** 2月号

敦賀つ ながりカフ I

情報や悩みを共感できる場所を

も安心して暮らせるまちを目指し、

市では「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに、認知症になって

さまざまな取り組みを行っています。

で支える

認知症の方やその家族を見守る取り組み

認知症サポ

タ

養成講座

とその家族を支えるためにくさんいます。認知症の人んで苦しんでしまう方がたにも相談できずに、抱え込 ができ、 の家族も、 が必要です。 環境をはじめ、 や苦しみを打ち明けること ながりをもてる社会づくり 認知症になると本 こうした認知症の悩み それを共感できる 悩みや不安を誰 地域とのつ 人もそ いました。

時間で、 きてうれしい」や して などの声が聞かれました。 いたけど、皆さんとお話で にご参加ください していてスト 来年度も定期的に開催を 参加した方からは いく予定です また参加したい」 レスを感じて 「楽しい 「介護

養成講座を受講すれば誰で

もなることができます。

お気軽

家族に対して温かい目で見 「なにか」特別なことをする 解やちょっとした手助けり近な人の認知症への理 こうした支えとなるのが認 てとても心強いものです。 本人やその家族にとっ 認知症の人や 市が行う 認知症 は 偏 校のほか、 サポ タ| す。 ご連絡くだ 介護保険課まで 希望される方は、 また、 ター

お茶やコー

L

知症サポー

タ

ーです。

「認知症サポ

ーター」

見を持たず、認知症のについて正しく理解し人ではありません。認

守る「応援者」です

「オレンジリング」

今後も一人でも多くの方にリング」を配布しています。 るよう養成講座を開催しま 講座修了者にはサポ の証である「オレンジ 地域・職場・ になってもらえ 学

座も行っています。講座をプへ講師を派遣する出前講 お友達やグル

# 問合せ先 介護保険課 ☎ 22 - 8181

#### 困ったときに、 超高齢社会を迎えた今、 合えるまち、 なったら いることです。 し自分や家族が認知症に 一緒に考えてみませんか。 多くの人が不安に感じ 社会であるため みんなで支え それ 7 われています。本市でも、約5歳以上の4人に1人が、認6歳以上の4人に1人が、認いるにつれ高くなり、現在、なるにつれ高くなり、現在、認知症の発症率は高齢に 予備軍と推計されます 支障が出て などが起こり、 4,900人が認知症やその か月以上継続) よって、記憶・判断力の障害 で脳の細胞が死んでしまっ く 認知症は、 ん。まずは、認知症について正しく理解しましょう。 認知症っ ● やさしい計算でも間違える 認知症は誰でもなる可能性がある病気です。 働きが悪くなることに 自分や身近な人が認知症になるか分かりませ いる状態(概ね6 さまざまな原因 詞をよく使うようになった をい 生活する上で います。 てどんな病気な

#### 認知症のサイン (早期発見のポイント)

- 以前より頑固になった
- 人付き合いが苦手になり、 閉じこもりがちになった
- 服装等身だしなみを気にし なくなった
- 同じことを何度も繰り返し話 すようになった
- ようになった ●「あれ」「これ」などの代名
- 新しいことを覚えられなく なった
- 今日が何日か分からなく なった

機能の低下はみられるが、※記憶力や判断力などの認知 まだ日常生活には支障がな い状態のこと

0)

2

# ■認知症の症状 代表的な症状は記憶障害

れの自覚がなかったりと周忘れてしまったり、もの忘です。体験したこと自体を 境などさまざまな要因が絡 囲で起こっている現実を正 現れます。 ど心理面・行動面の症状も み合い、うつ状態や妄想な す。また、 しく認識できなくなりま 本人の性格や環

治療や生活習慣を見直すこ 認知症のサインを見逃さな 治療につなげるためにも、 できます。 とで進行を遅らせることが いようにしましょう。 早期発見・早期 早く気づき、

認知症は、早く ■早期発見が大切

# 成年後見制度

村を守る



成年後見人 弁護士 まさき 征樹 氏

とを考えて、

自分や家族の権

て積極的に活用

電話

担当地区

しいと思います

利を守る予防策のひとつと.

くなると思います。

将来のこ

後この制度を利用する人が多

高齢者が増えて

いる中で、

今

また、

います。

れることにやりがいを感じて

人や家族の皆さんが喜んでく

これから制度を考えて

いる

敦賀市地域包括支援センター

「あいあい」

**☎** 22 **-** 7272

商品やサービスを勧められても、その場で決めず

「家族と相談して決めます」など契約は後日にし、

家族や消費生活センターなどへ相談しましょう。

北・南・西・松原・西浦

東浦・東郷・中郷・愛発

に伝えたいことは?

福祉サービスの手続きを適正 に行います。 財産管理や身上監護などで、 の被害にあった場合などは、 本人の困っていることを解消 人を代理して預貯金の管理や し権利を守ることです。 本人の利益を考え、 悪徳商法 後見 本

線で話すように心がけてい 思をくみ取れるように同じ目

後見をして

いく中で、

成年後見人の役割は?

度だと思います。

おいて後見を行っています。

本人と話すときは、

本人にとって一番良くなるこ

利益となることを念頭に

敦賀市地域包括支援センター

「なごみ」

**☎** 21 - 7530

栗野

るという面でも安心できる制

成年後見制度とはどういった した認知症高

理や契約等を本人に代わって 齢者や障がい者などの財産管 後見人がお手伝いする制度で 判断能力が低下 後見人を裁判所が選任す

後見する上で心がけているこ

財産管理や遺産分割など

法律面での支援を行っていま ができます。私は専門職とし

後見人が取り消しを行うこと

## 成年後見制度の利用について、地域包括支援センターにお問い合わせください。

基幹型 敦賀市地域包括支援センター 「長寿」

**☎** 22 - 8181

必要時、各地域包括支援センターと 連携、協働し支援します。

## 被害を未然に防ぐために知っておこう 悪質業者の手口

#### 点検商法

「無料で点検します」と訪問を受 け、布団や住宅の点検を勧めて きます。「布団にダニがいる」と 言って、古い布団を下取りし高 額な布団を契約させたり、「屋根 瓦が緩んでおり、雨漏りから家 が腐る」と言って、不安感を起 こさせ商品を販売してきます。

#### 催眠商法

無料プレゼントや安価で生活必 需品を販売し、購買意欲を高め た上で、あたかも貴重な商品を 安価で売っていると錯覚させて

高価な布団や 健康食品を売 りつけてきま す。



「必ず儲かります」「あなただけ 特別」などと契約を勧め、未公 開株や分譲マンションなどの購 入を勧めてきます。複数の人物 が登場する「劇場型」や公的機

利殖商法

関を名乗り信用さ せる「装い型」な どがあります。

【消費者トラブルに関する問合せ先】 敦賀市消費生活センター(生活安全課内) **☎** 22 - 8115

インタビュー interview

成年後見制度

の意義と

専門家に聞く

後見人の

役割

狙った悪質商法の相談が増 えています 敦賀市でも、 ます。

高齢者を

市の消費相談件数の推移

平成 25 年

400 300

200

100

1.倍に増えています。 の全相談がこの3年間で約 敦賀市消費生活センターへ こうした消費者. 全相談がこの3年間で約

り、悪質な事業者で、、「巧みに商品を購入させた」い契約を結ばせたり、言葉の不十分な人に、必要のなの年、高齢者や判断能力

産を守り支援する制度としを防ぎ、法律的に権利や財 て成年後見制度があります。 トラブ・

費者トラブルが大きな社会

# 平成 26 年 ◎受けられる支援内容 とおりです

の被害にあうおそれがありを結んでしまい、悪質商法正しく判断ができずに契約に不利益な契約であっても問題となっています。自分

など財産に関する助言や動産の処分、遺産の分割本人の預貯金の管理、不 支援 財産管理

き、費用の支払いなど日 用や施設の入退所の手続 う譲・福祉サービスの利 介護・福祉サービー 常生活上の契約の支援

平成 24 年

# 理や、介護サービスや施設産や預貯金などの財産の管能力が不十分な方は、不動認知症などの理由で判断 行うことが難し

ります 入所に関する契約を自分で このような判断能力の不 い場合があ

のひとつに成年後見制度があります

増え

る消費者

トラブ

このような高齢者の方が安心して生活するための制度

認知症になったら生活はどうなるのだろう

ひとり暮らしで頼れる人がいない-

を行っ します。 の取り消しなどを行っ します。具体的には、次のの取り消しなどを行ったり、不利益な契約を行ったり、不利益な契約族、法律や福祉の専門家な族、法律や福祉の専門家な族、法律や協議の専門家ながない。 た成年後見人

## 成年後見制度の流れ(法定後見制度の場合)

#### 申立て 1

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(本市 の場合は福井家庭裁判所敦賀支部)に申立 てます。家庭裁判所にある申立書に記入の 上、必要書類を添付し提出します。

#### 審判、成年後見人等の決定

家庭裁判所で審判し、成年後見人等を決定 します。調査官が、本人の判断能力や生活 状況を調査、確認し、成年後見人に最も適 切と思われる人(配偶者や親族、法律、福 祉の専門職など)を選任します。

### 後見等の開始

成年後見人等が、本人の意思を尊重し、身 体や生活に配慮しながら、本人に代わって 財産管理や契約などの支援を開始します。

# 利用できる人

を自分で行うことが困難て、契約などの法律行為判断能力が不十分であっ な

# ◎申立てができる-本人、配偶者、一 四親等内

十分になった人を守る「法認知症などで判断能力が不

成年後見制度は、

定後見制度」と、

判断能力

◎費用 を行うことができます) (四親等内の親族が い場合は、 市長が申立て い な

するのが成年後見制度で

十分な方々を保護し、

支援

印紙、 切 を選び、将来へ備える「任があるうちに自分で後見人 意後見制度」

があります。

▼申立て費用

万円程度

5~10万円程度 必要な場合)

▼鑑定料 手代、 診断書など) (医師の鑑定が

**7** 2016 **広報 敦賀** 2月号